五　国立研究開発法人港湾空港技術研究所に関する省令第十五条第三項
六　国立研究開発法人電子航法研究所に関する省令第十五条第三項
七　独立行政法人航海訓練所に関する省令第十四条第三項
八　独立行政法人海技教育機構に関する省令第十四条第三項
九　独立行政法人航空大学校に関する省令第十四条第三項
十　自動車検査独立行政法人に関する省令第十四条第三項
十一　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令第十三条の二第三項
十二　独立行政法人国際観光振興機構に関する省令第十四条第三項
十三　独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令（平成十五年国土交通省令第百四号）第十一条第三項
十四　独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令第十四条第三項
十五　独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令第十四条第三項
十六　独立行政法人都市再生機構に関する省令第十二条の二第三項
十七　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令第十二条の二第三項

○国土交通省令第二十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出し及び同条第一項中「グリーンＩＴ推進官」を「先端ＩＴ企画調整官」に改め、同条第十項中「グリーンＩＴ推進官」を「先端ＩＴ企画調整官」に、「環境の保全に資する」を「先端的な」に改める。

第六十二条の二の見出し中「及び水資源政策企画官」を削り、同条第一項中「及び水資源政策企画官一人」を削り、同条第四項を削る。

第九十八条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「安全衛生室」を「労働環境対策室」に改め、同項第一号中「安全衛生」を「労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船員手帳」に改め、同条第三項中「安全衛生室」を「労働環境対策室」に改める。

第百十三条第九項中「施工に係る」を「実施の」に改め、「（海洋・環境課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第百十四条第二項第五号中「こと」の下に「（工事の実施の安全の確保に関することを除く。）」を加える。

第百十五条第二項中「補償」の下に「、工事の実施の安全の確保」を加える。

附則第五条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十七年三月三十一日」に改める。

附則第八条の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十七年三月三十一日	
山村振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。	
半島振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。	

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第五条及び第八条の改正規定は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十一号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項の規定に基づき、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び同令を実施するため、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十七年三月三十一日	
振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整に関する事務のうち、国土交通省の所掌に係る公共事業及びこれに関連する公共事業間の調整に関すること。	
半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整のうち、国土交通省の所掌に係る公共事業及びこれに関連する公共事業間の調整に関すること。	

附則第四条第一項の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十七年三月三十一日	
振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。）	
半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。）	

附則第十六条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十七条第一項中「一人」を「九人」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十七年三月三十一日	
振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	
半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	

附則第六条の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十七年三月三十一日	
振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務	
半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務	